

## 福島市北信西地域包括支援センター

### 介護予防支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人北信福祉会が開設する福島市北信西地域包括支援センターが行う介護予防支援事業ならびに介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が要支援の状態になった場合ならびに要支援に相当する状態において、高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、当事者自身が自ら目標を定めて取り組むことができるよう支援することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防支援事業ならびに介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

(2) 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類及び特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

(3) 事業に運営に当たっては、福島市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組み等との連携に努める。

(4) 利用者の個人情報の取り扱いに関しては、適正かつ適切な取り組みに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努める。

#### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 福島市北信西地域包括支援センター
- (2) 所在地 福島市本内字西河原5-76

#### (職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員 2名以上

担当職員は、要支援者等の依頼を受けて、介護予防サービス計画ならびに介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし12月30日から1月2日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 福島市より認定調査結果及び主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問し、利用者及び家族に対しアセスメントを行い、その結果を基に介護予防サービス計画の原案を作成するとともに、新しい総合事業については基本チェックリスト・介護予防ケアマネジメントでサービスが必要と認められた場合、介護予防サービス・支援計画の原案を作成する。
- (2) サービス担当者会議の開催等により専門的意見を聴取し、利用者及びその家族の同意を得た後、介護予防サービス計画書ならびに介護予防サービス・支援計画を利用者及びその家族に交付する。
- (3) 適切なサービスが提供されるよう介護予防サービス事業所等との連絡調整を行うとともに、月に1回は訪問または電話連絡等の方法により、事業の実施状況を確認する。また、3～6ヶ月に1回、計画の達成状況についての評価を行い、サービスが適切に実施されているかを確認する。

(利用料、その他の費用の額)

第7条 事業所が、指定居宅介護予防支援、介護予防サービス・支援計画を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額とする。

(個人情報保護に関する対応)

第8条 個人情報保護推進委員会を設置し、組織的安全管理体制の整備に努めるとともに、職員への意識啓発と教育を行う。また、個人情報相談窓口を設置し、利用者、家族からの要望ならびに相談に対して迅速に対応するものとする。

(虐待防止に対する対応)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (3) 虐待防止のための指針を整備すること。

(4) 職員を対象とする研修を年1回実施すること。

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を配置すること。

2 管理者及び職員は、指定介護予防支援、介護予防サービス・支援計画の提供にあたって、利用者が、職員又は利用者家族等の擁護者、指定介護予防サービス担当者等などから虐待と受けたとと思われるときは、すみやかに市町村へ通報するものとする。

(地域との連携)

第10条 地域との協力関係を築き、利用者が住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるように、地域住民や自治組織との連携を図り、地域包括ケアシステムの推進に努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、北信支所管内（本内・丸子・鎌田・北矢野目・南矢野目）とする。

(緊急時、非常災害時における対応方法)

第12条 事業に従事する職員は、事業実施中に発生した利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡するなどの適正な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 事業実施中における火災、地震等の災害発生時には、利用者の安全確保を第一とし、事業所で定めた消防計画等の手順に従った避難、誘導を行う。

3 前項による被害を最小限に止めるため、職員の資質向上、災害発生時における対処方法等についての研修、訓練等を行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、並びに当該業務継続計画に基づき次に掲げる必要な措置を講じる。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回、定期的に行う。

(2) 事業所は、少なくとも年1回、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 介護予防支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の期間を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 毎月1回

## 2 秘密保持

従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。また、従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

## 3 情報開示

利用者が自ら主体的にサービスを選択できるよう、又、利用者と事業者の対等な関係を保障するために必要な情報の提供に努めるものとする。

## 4 事故防止の対応

利用者の安全確保には十分に配慮し、事故の未然防止に努めるよう、職員の安全教育には、徹底した管理をもってこれにあたる。

## 5 事故発生時の対応

業務中発生した事故等については、速やかに保険者、家族等に連絡し、必要な措置を取ることとし、賠償すべき事故についてはその責めを負う。

## 6 苦情に対する対応

利用者からの苦情の申し出窓口を設け、第三者委員による苦情解決委員会を設置して、その解決にあたる。また、本制度の趣旨を利用者に周知するため、事業所内に掲示し、広く徹底を図るものとする。

## 7 この規定に定めるもののほか、事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人北信福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成28年 4月21日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。